

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二三第二項に基づき、下記の通り公表いたします。

令和6年度分

○対象事業場：琉球セメント(株)屋部工場 沖縄県名護市字安和1008番地

1. 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量：

単位 (t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	234	94	367	333	223	450	150	515	382	654	987		4,389
廃プラスチック類	872	283	762	827	444	942	125	860	958	554	1029		7,656
紙くず	54	35	37	51	45	52	32	56	54	60	68		544
木くず	435	263	607	553	275	588	151	629	305	425	373		4,604
ガラス陶磁器くず※	466	182	237	189	360	422	141	244	204	64	200		2,709

※「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の略称

2. 燃焼ガスおよび排ガスの測定状況：

(1)測定位置：燃焼ガス温度を除く測定位置はセメント焼成炉出口煙道(測定位置の詳細については事業場で閲覧可)

(2)測定結果：

採取日	判明日	測定値									
		燃焼ガス温度 (°C)※				一酸化炭素※ (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	硫黄酸化物 (m ³ _N /h)	ばいじん (g/m ³ _N)	塩化水素 (mg/m ³ _N)	窒素酸化物 (ppm)
		燃焼室		集塵機							
		最低	最高	最低	最高						
2024/4/19	2024/6/18	1,339	1,428	115	115	600	0.0000230	0.2	<0.001	1.4	320
2024/6/19	2024/8/5	1,255	1,358	116	118	350	0.00220000	0.2	0.004		300
2024/9/20	2024/11/15	1,116	1,188	113	115	490	0.00022000	0.3	0.004	1.5	390
2024/11/19	2024/12/12	1,231	1,412	112	113			0.3	0.003		360
2024/12/18	2025/2/18	1,462	1,560	109	109	330	0.00019000	0.2	0.002		410

※燃焼ガス温度および一酸化炭素の測定値判明日は採取日によるもの

【基準値】

- ①ダイオキシン類： 0.1 ng-TEQ/m³_N 以下
- ②硫黄酸化物： 360 m³_N/h 以下
- ③ばいじん： 0.1 g/m³_N 以下
- ④塩化水素： 700 mg/m³_N 以下
- ⑤窒素酸化物： 480 ppm 以下

3. ばいじんの除去を行った日：集塵機で収集されたばいじんはすぐに原料粉碎機へ送られセメント原料となる

○その他の維持管理情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

琉球セメント株式会社 屋部工場 総務部
TEL：0980-53-8311